

かんのんぼ

# 観音墓

お墓を承継する人がいない。家族が遠方に居て帰ってこない。苗字を継ぐ人がいない。など、お墓を維持できない人、お墓の建立がむずかしい人が増えています。

## 納骨規程Bによる合葬

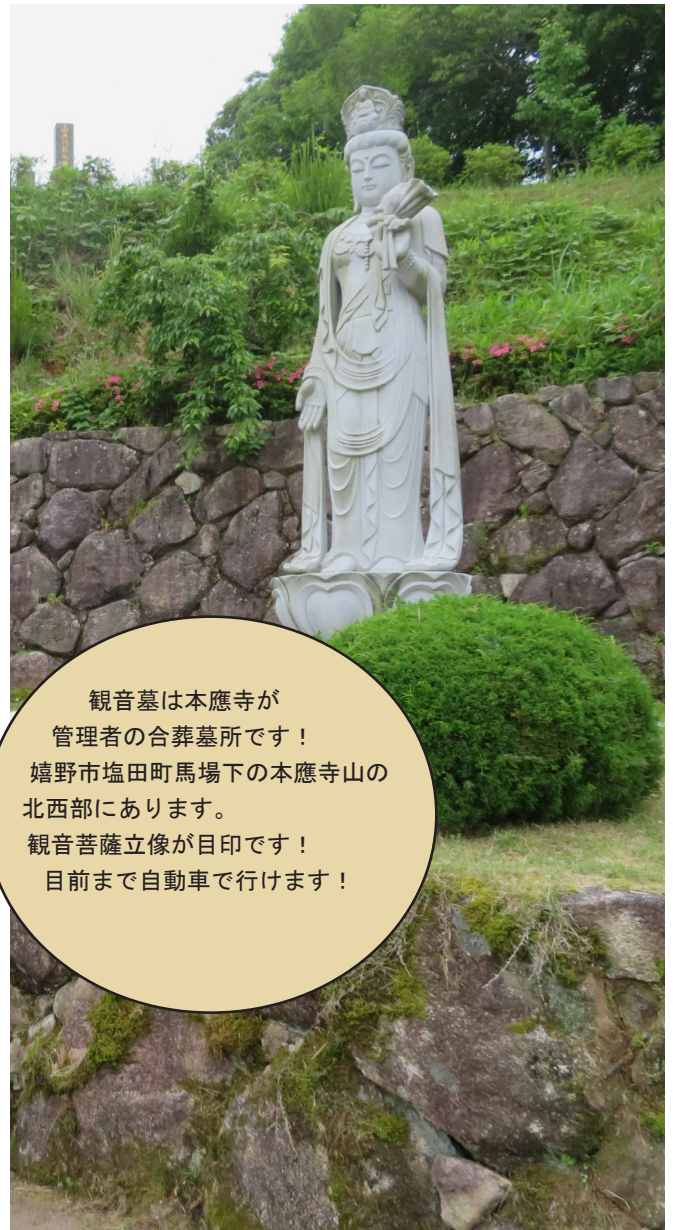
ご遺骨を引取り後、適宜、観音墓へ埋蔵いたします。

## 納骨規程Cによる合葬

ご遺骨を1年から12年間、骨壺の状態、位牌堂内に安置し、個別の安置期間経過後は、観音墓へ埋蔵いたします。安置期間内であれば、ご遺骨と対面することができます。また、解約して引取することもできます。

※規程は別紙申込書に記載しています。

- 被納骨者（故人）のお名前等は管理者が保存管理する申込書にのみ記録され、記名板や記名塔などは作成いたしません。
- 合葬とは、骨壺からご遺骨を取り出して、所定の土中に埋蔵することをいいます。
- 埋蔵した場所には植樹することにより、人が立ち入ることはありません。
- 管理者が合葬しようとする場合は通知いたしません。合葬後に通知する場合があります。



観音墓は本應寺が  
管理者の合葬墓所です！  
嬉野市塩田町馬場下の本應寺山の  
北西部にあります。  
観音菩薩立像が目印です！  
目前まで自動車で行けます！

- 納骨料は一壺5万円です。（上限25万円）納骨規程Cで納骨される場合は、納骨料5万円に安置期間に応じた預かり料年額5千円が加算されます。
- 納骨料は、申込時に前納していただきます。納骨後は管理費などの費用は不要です。
- 納骨規程Bの場合、納骨後の解約はできません。納骨規程Cの場合は安置期間内であれば解約できます。ただし、解約した場合でも納骨料の返還はいたしません。

■申し込みやお問合せは管理者本應寺へ（TEL0954-66-2076）